

協議案件（7）地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダーシステム）について

地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域間幹線系統補助）

国土交通省

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、地域間交通ネットワークを形成する地域間幹線系統の運行について支援。

補助内容

- 補助対象事業者
 - 一般乗合旅客自動車運送事業者又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
- 補助対象経費
 - 予測費用(補助対象経常費用見込額)から予測収益(経常収益見込額)を控除した額

予測費用	補助対象経費	欠損
予測収益	経常収益	

<補助対象経費算定方法>

予測費用
(事業者のキロ当たり経常費用見込額 × 系統毎の実車走行キロ)

予測収益
(系統毎のキロ当たり経常収益見込額 × 系統毎の実車走行キロ)

- 補助率 1/2
- 主な補助要件
 - ・複数市町村にまたがる系統であること(平成13年3月31日時点で判定)
 - ・1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの
 - ・輸送量が15人～150人/日と見込まれること
 - ※ 1日の運行回数3回(朝、昼、夕)以上であって、1回当たりの輸送量5人以上(乗用車では輸送できず、バス車両が必要と考えられる人数)
 - ※ ①復興特命から移行する応急仮設住宅非経由系統のうち、東日本大震災前に輸送量要件を満たし、補助対象期間に輸送量見込が要件を満たさない系統、②熊本地震前に輸送量要件を満たし、補助対象期間に輸送量見込が要件を満たさない系統については、輸送量要件を緩和(一定期間)
 - ・経常赤字が見込まれること

補助対象系統のイメージ

地域をまたがる幹線バス交通ネットワーク 赤字バス系統(補助対象)

地域をまたがる幹線交通ネットワーク 黒字バス系統(補助対象外)

豊田市該当路線：旭・豊田線、小原・豊田線、藤岡・豊田線（西中山経由）、藤岡・豊田線（加納経由）
下山・豊田線、さなげ・足助線、高岡ふれあい路線②

地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域内フィーダーシステム補助）

国土交通省

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

補助内容

- 補助対象事業者
 - 一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者又は地域公共交通活性化・再生法に基づく協議会
- 補助対象経費
 - 補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額

経常費用	補助対象経費	欠損
経常収益	経常収益	

<補助対象経費算定方法>

経常費用
(事業者のキロ当たり経常費用 × 系統毎の実車走行キロの実績)

経常収益
(系統毎の運送収入、運送雑収及び営業外収益の実績)

- 補助率 1/2
- 主な補助要件
 - ・補助対象地域間バス系統を補完するものであること又は過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的とするものであること
 - ・補助対象地域間幹線バス系統等へのアクセス機能を有するものであること
 - ・新たに運行又は公的支援を受けるものであること
 - ・乗車人員が2人/1回以上であること(定時定路線型の場合に限る。)
 - ・経常収益が経常費用に達していないこと

補助対象系統のイメージ

(1) 補助対象地域間幹線バス系統への接続

補助対象地域間幹線バス

接続

フィーダー系統(区域運行)

フィーダー系統(路線運行)

政令市・中核市・特別区

政令市等が関わる場合 補助対象地域間幹線バス

政令市等以外の市町村

※ 専ら政令市等が運行支援を行うもの及びその運行区域の全てが政令市等の区域内であるものは除外

(2) 交通不便地域

① 過疎地域等 ② 交通不便地域として地方運輸局長等が指定する地域

地域間交通ネットワーク

接続

地域間交通ネットワーク

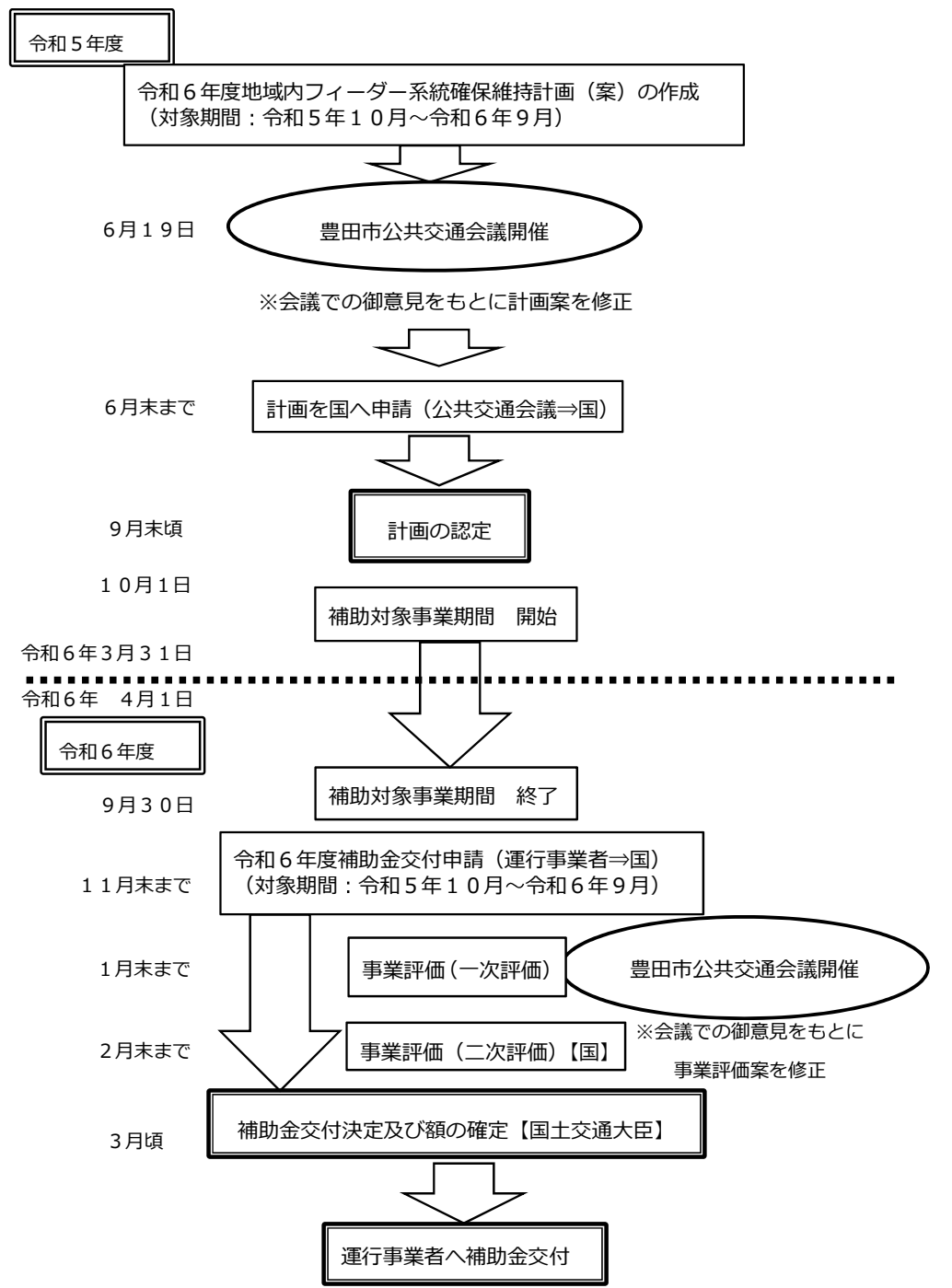
フィーダー系統(区域運行)

① 過疎地域等 ② 交通不便地域として地方運輸局長が指定する地域

・地域間交通ネットワーク・黒字系統、銀軌道(UR、大手民鉄等)も含まれるが、地域間幹線バスは、幹線性(複数市町村間、運行頻度)が必要

豊田市該当路線：稲武地域バス、藤岡地域バス（西市野々線、三箇線）

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付までの流れ（令和5年度計画）



令和6年度 豊田市地域内フィーダー系統確保維持改善計画

(策定年月日) 令和5年6月19日
(協議会名称) 豊田市公共交通協議会

生活交通確保維持改善計画の名称
豊田市地域内フィーダー系統確保維持改善計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>◆ 目的</p> <p>豊田市は、市町村合併により広大な市域に都市部や中山間部が広がり、市民生活の移動手段として自動車が必要な役割を担っている。しかし、これからの超高齢社会や地球環境問題などを考えると、自動車に頼りすぎず、誰もが安全で安心に移動ができ、かつ交流が促進され、地域の活性化につながる交通体系にしていかなければならない。</p> <p>豊田市の稲武地域バスは、過疎地である稲武地区住民の地域内での移動手段を確保するとともに、基幹バス路線に乗り継ぐことで総合病院や高等学校等の施設がある近隣地区へ公共交通を使って移動できるようにするものである。また、近隣地区への移動を可能にすることによって、「都市と農山村の共生」「交流人口拡大による地域の活性化」を図ることを目的とする。</p> <p>藤岡地域バスは、学生、高齢者を始めとする地域住民の移動手段を確保し、地域内の教育機関、医療機関等への移動を容易にするものである。また、基幹バス路線に乗り継ぐことで中心市街地や鉄道駅等への移動を可能にするものであり、地域の交流や活性化を図ることを目的とする。</p> <p>◆ 必要性</p> <p>稲武地域バスは、地域で利用促進委員会を設け、地域の実情に応じたバス運行を目指し、行政と共働して支えている路線である。</p> <p>この路線は、主に通院、買い物など生活に必要な移動手段として使用されており、過疎地域の住民にとって必要不可欠な移動を確保するものである。</p> <p>また、主要道路の国道153号と国道257号が区域内を交差しており、基幹バスが国道153号の稲武町から足助病院まで運行しているが、基幹バスのみでは地域全体を網羅できていない。</p> <p>そのため、地域バスが区域内全体をデマンド運行することで基幹バスへの乗り継ぎを容易にし、住民の生活交通として、家族への送迎の依存解消・外出促進に必要である。</p> <p>藤岡地域バスは、地域で運営協議会を設け、地域の実情に応じたバス運行を目指し、行政と共働して支えている路線である。</p> <p>この路線は、主に通学、通院、買い物など日常生活に必要な移動手段として使用されており、地域住民にとって必要不可欠な移動を確保するものである。</p> <p>また、藤岡地内における基幹バスは主要国道及び幹線道路沿いを運行しているため、全ての地域を網羅することは困難である。そこで、藤岡地域バスを基幹バスのフィーダー系統として運行することで地域全体の生活交通を確保し、高齢者、学生などの移動制約者をはじめ、誰もが容易に外出できる機会を確保することが必要である。</p>

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果																				
(1) 事業の目標																				
<p>【稲武地域バス】(予約型運行のみ)</p> <p>一か年目(令和6年度): 稲武地区の人口が減少していく中で、バスをより身近に感じ、利用しやすいバスを目指して、地域バス活用マップを作成し、各戸配布により、バス利用者数の維持を図る。 利用状況、利用要望状況により利用時間や運行の見直しを行う。</p> <p>二か年目(令和7年度): 利用状況、利用要望状況により利用時間や運行の見直しを行う。</p> <p>三か年目(令和8年度): 利用状況、利用要望状況により利用時間や運行の見直しを行う。</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>運行期間</th> <th>目標収支率 (%)</th> <th>目標利用者 (人)</th> <th>人口カバー率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年度</td> <td>R05.10~R06.9</td> <td>1.5</td> <td>3,617</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>R06.10~R07.9</td> <td>1.5</td> <td>3,617</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>令和8年度</td> <td>R07.10~R08.9</td> <td>1.5</td> <td>3,617</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和4年度予約型運行実績: 3,617人(スクール含む) 令和4年度運行経費: 13,331,900円(補助金額を除く) 令和4年度運賃収入: 260,000円</p>		運行期間	目標収支率 (%)	目標利用者 (人)	人口カバー率 (%)	令和6年度	R05.10~R06.9	1.5	3,617	100	令和7年度	R06.10~R07.9	1.5	3,617	100	令和8年度	R07.10~R08.9	1.5	3,617	100
	運行期間	目標収支率 (%)	目標利用者 (人)	人口カバー率 (%)																
令和6年度	R05.10~R06.9	1.5	3,617	100																
令和7年度	R06.10~R07.9	1.5	3,617	100																
令和8年度	R07.10~R08.9	1.5	3,617	100																
<p>※地域における人口(過去3年)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口推移(人)</td> <td>2,106</td> <td>2,106</td> <td>2,106</td> </tr> </tbody> </table>		令和3年度	令和4年度	令和5年度	人口推移(人)	2,106	2,106	2,106												
	令和3年度	令和4年度	令和5年度																	
人口推移(人)	2,106	2,106	2,106																	
<p>【藤岡地域バス】(三箇線・西市野々線)</p> <p>一か年目(令和6年度): 運行形態見直しについて、住民や関係団体等から意見を聴取し、持続可能な地域バス運行に関する実証実験の実施に向けて協議していく。</p> <p>二か年目(令和7年度): 実証実験や住民等からの意見聴取を踏まえ、将来的に持続可能な運行形態見直しの方向性を検討していく。</p> <p>三か年目(令和8年度): 将来的に持続可能な運行形態見直しの方向性を検討していく。</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>運行期間</th> <th>目標収支率 (%)</th> <th>目標利用者 (人)</th> <th>人口カバー率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年度</td> <td>R05.10~R06.9</td> <td>4.8</td> <td>22,920</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>R06.10~R07.9</td> <td>4.8</td> <td>22,920</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>令和8年度</td> <td>R07.10~R08.9</td> <td>4.8</td> <td>22,920</td> <td>75</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和4年度運行利用実績: 22,920人 令和4年度運行経費: 44,858,712円(補助金額を除く) 令和4年度運賃収入: 2,877,184円</p>		運行期間	目標収支率 (%)	目標利用者 (人)	人口カバー率 (%)	令和6年度	R05.10~R06.9	4.8	22,920	75	令和7年度	R06.10~R07.9	4.8	22,920	75	令和8年度	R07.10~R08.9	4.8	22,920	75
	運行期間	目標収支率 (%)	目標利用者 (人)	人口カバー率 (%)																
令和6年度	R05.10~R06.9	4.8	22,920	75																
令和7年度	R06.10~R07.9	4.8	22,920	75																
令和8年度	R07.10~R08.9	4.8	22,920	75																
<p>※地域における人口(過去3年)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口推移(人)</td> <td>18,864</td> <td>18,864</td> <td>18,864</td> </tr> </tbody> </table>		令和3年度	令和4年度	令和5年度	人口推移(人)	18,864	18,864	18,864												
	令和3年度	令和4年度	令和5年度																	
人口推移(人)	18,864	18,864	18,864																	
<p>※各地域の人口減少が今後続くことが想定されるため、現状維持を目標とする。</p>																				

(2) 事業の効果

【稲武地域バス】

地域内デマンド運行を維持することにより、下記地域の高齢者等の日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保される。地域内デマンド運行によって、時間の制約を受けずに移動することが可能となった。また、幹線・フィーダー線のネットワークが連携することによって、効率的な運行体系を実現することができる。さらには外出機会の増加・地域活性化にもつながる。

・効果が見込める地域（令和5年4月現在：出典 オープンデータ豊田市の人口）

効果が見込める地域	対象人口 (人)	効果が見込める地域	対象人口 (人)
田津原町	56	大野瀬町	157
小田木町	199	押山町	89
富永町	23	川手町	91
御所貝津町	184	野入町	120
稲武町	244	中当町	61
黒田町	246	夏焼町	143
桑原町	257	武節町	217

【藤岡地域バス】

持続可能な運行形態に見直すことで、利用者のターゲットを絞った移動手段を確保することが期待できる。また、利用者の都合に応じた運行をすることで、バスを効率的に走らせることも期待できる。

・効果が見込める地域（令和5年4月現在：出典 オープンデータ豊田市の人口）

効果が見込める地域	対象人口 (人)	効果が見込める地域	対象人口 (人)
大岩町	25	北曾木町	317
三箇町	264	折平町	716
西市野々町	122	上渡合町	813
白川町	323	北一色町	747
石畳町	1,041	石飛町	352
藤岡飯野町	1,548	田茂平町	115
御作町	687	上川口町	87
下川口町	93	木瀬町の一部	160
深見町の一部	89	西中山町の一部	7,299

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

【稲武地域バス】

バス乗車促進PRの実施 実施主体：稲武地域生活交通利用促進委員会

- ・イベント開催時にどんぐりバスブースを設置し、利用促進PRを実施する。
- ・稲武地区内の路線バス時刻表を作成配布する。
- ・各自治区や地元企業等への利用状況説明及び利用促進PRを実施する。

期間限定デマンドバス運行の実施検証 実施主体：稲武地域生活交通利用促進委員会

- ・デマンドバス運行体系の改善。（予約受付時間を前日の午後5時までから当日の利用予定時間の1時間前までに変更）

【藤岡地域バス】

- ・持続可能な地域バスの運行のため、藤岡地域バス運営協議会が中心となって地域住民や自治区、地域会議、運行事業者等から意見を聴取する。
- ・地域で開催されるイベントに藤岡地域バス運営協議会として参加し、「めり絵」や「乗車体験」等を行い、地域バスに関心をもっていただけるようなPR活動を行う。
- ・石畳ふれあい広場で開催される「朝市」に、地域バスで来場された方に主催者から粗品を進呈するなど、地域活動やイベントと連携することで、地域バスの利用促進に繋げていく。
- ・地域でバスを支える取組として車内広告を掲載するとともに、広告入りの時刻表も作製して各家庭に配布するなど、利用促進のための啓発活動を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者

別添「表1」参照

【稲武地域バス】

◆ 運行事業者

事業者名：豊栄交通株式会社

所 在：豊田市深田町1丁目126番地1

連 絡 先：0565-74-1110

◆ 運行システムの概要（令和5年10月1日～令和6年9月30日）

系統名	運行系統			運行日数	運行回数	1回あたりのサービス提供時間	計画サービス提供時間
	発地	区域	着地				
稲武地域バス	大野瀬	稲武地域	小田木	237日	237回	8時間	1,896時間

※8月13日～15日、12月29日～1月3日は運休

◆ 運行事業者の選定理由

令和3年12月27日プロポーザル方式により選考会を実施

運行事業者の公募を行ったところ、2社から提案があり上記事業者に決定

令和6年度に次期運行事業者選定のプロポーザル方式による選考会を実施予定

【藤岡地域バス】							
◆ 運行事業者 事業者名：豊栄交通株式会社 所 在：豊田市深田町1丁目126番地1 連 絡先：0565-74-1110							
◆ 運行系統の概要（令和5年10月1日～令和6年9月30日）※1月1日は運休							
系統名	運行系統			運行日数	運行回数	キロ程	計画実車走行キロ(km)
	発地	区域	着地				
三箇線①	大平	上渡合北	後田	365日	303回	往 23.4 km 復 — km	14,180.4
三箇線②	大平	上渡合北	メグリア藤岡店	365日	1,095回	往 24.6 km 復 24.4 km	53,655.0
三箇線③	西中山	上渡合北	大平	365日	182.5回	往 22.9km 復 — km	8,358.5
西市野々線①	西市野々生活改善センター	西市野々北一色	後田	241日	241回	往 21.9 km 復 — km	10,555.8
西市野々線②	メグリア藤岡店	北一色	西市野々生活改善センター	365日	609.5回	往 — km 復 22.3 km	27,183.7
西市野々線③	西市野々生活改善センター	西市野々北一色	メグリア藤岡店	365日	609.5回	往 23.1 km 復 — km	28,158.9
西市野々線④	西中山	北一色	西市野々生活改善センター	241日	120.5回	往 — km 復 20.8 km	5,012.8
西市野々線⑤	西市野々生活改善センター	西市野々北一色	加茂丘高校前	241日	120.5回	往 13.9km 復 — km	3,349.9
◆ 運行事業者の選定理由 令和3年12月27日プロポーザル方式により選考会を実施 運行事業者の公募を行ったところ、2社から提案があり上記事業者に決定 令和6年度に次期運行事業者選定のプロポーザル方式による選考会を実施予定							
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者 市から運行事業者への運行負担金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。							
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称 豊栄交通株式会社							
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】							
※該当なし							
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】							
※該当なし							
9. 別表1の補助対象事業の基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】							
※該当なし							

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】 山村振興法に定める以下の地域 (稲武地区、旭地区、小原地区、足助地区、藤岡地区、下山地区) ※一部地域を除く
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標 ※該当なし
(2) 事業の効果 ※該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
17. 協議会の開催状況と主な議論

豊田市公共交通会議の開催状況と協議事項

【稲武地域バス】

平成20年6月18日（第1回）
稲武地域バスの区域運行（デマンド運行）について協議
平成22年12月14日（第2回）
稲武地域バスの区域運行の区域拡大について協議
平成23年6月28日（第3回）
地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意
平成24年6月22日（第4回）
地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意
平成24年12月27日（第5回）
地域バス路線の改編について協議
平成25年6月25日（第6回）
地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意
平成26年6月26日（第7回）
地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意
平成27年6月26日（第8回）
地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意
平成28年2月10日（第9回）
地域バス路線の時刻表改正について協議
平成28年6月21日（第10回）
地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意
平成29年2月9日（第11回）
地域バス路線改編について協議
平成29年6月22日（第12回）
地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意
平成29年12月25日（第13回）
地域バスの路線改編について協議
平成30年2月9日（第14回）
地域バス（区域運行）の路線改編について協議
平成30年6月27日（第15回）
地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意
平成30年12月14日（第16回）
地域バス路線定期運行の路線改編について協議
平成31年2月13日（第17回）
地域バス路線改編について協議
平成31年6月26日（第18回）
地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意
令和2年6月23日（第19回）
地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意
令和3年6月25日（第20回）
地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意
令和4年6月27日（第21回）
地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意
令和5年6月19日（第22回）
地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意

【藤岡地域バス】

平成19年11月29日（第1回）
藤岡地域バスの運行について協議
平成21年6月23日（第2回）
路線及び運行本数の変更について協議
平成21年12月14日（第3回）
路線延長、路線変更及びダイヤ改正について協議
平成22年12月14日（第4回）
路線の延伸、バス停の増設及び運行車両の変更について協議
平成23年6月28日（第5回）
バス停の移設及び運行ルートの変更について協議
平成23年12月20日（第6回）
地域バス路線の新設について協議
平成24年1月27日（第7回）
地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意
平成24年2月17日（第8回）
地域バス路線の改編について協議
平成24年6月22日（第9回）
地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意
平成24年12月27日（第10回）
地域バス路線の改編について協議
平成25年6月25日（第11回）
地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意
平成26年2月13日（第12回）
地域公共交通確保維持事業の変更について内容協議、計画全体について合意
平成26年6月26日（第13回）
地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意
平成27年2月5日（第14回）
地域バス路線の時刻表改正について協議
平成27年6月26日（第15回）
地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意
平成28年6月21日（第16回）
地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意
平成28年12月16日（第17回）
地域バス路線のルート及び時刻表改正について協議
平成29年6月22日（第18回）
地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意
平成30年6月27日（第19回）
地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意
平成31年2月13日（第20回）
藤岡地域バス乗継割引の社会実験について報告
平成31年6月26日（第21回）
地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意
令和2年6月23日（第22回）
地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意
令和2年12月（書面）（第23回）
地域バス路線のバス停変更と改編について協議
令和3年6月25日（第24回）
地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意
令和4年6月27日（第25回）
地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意
令和5年6月19日（第26回）
地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意

18. 利用者等の意見の反映状況	
<p>【稲武地域バス】 ・令和4年度に稲武地域生活交通利用促進委員会を5回開催。地域利用者の意見・要望等を聞き、バス停を設置。また、デマンドバス運行予約時間の変更を実施し利用促進を図った。</p> <p>【藤岡地域バス】 ・令和4年度は、持続可能な運行形態の見直しについて藤岡地域バス運営協議会で検討していく中で、自治区や地域住民等に意見を伺うなどして、より利便性の高い運行形態を目指すための意見集約をした。</p>	
19. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	愛知県交通対策課 愛知県豊田加茂建設事務所、愛知県豊田加茂建設事務所足助支所
関係市区町村	愛知県豊田市交通政策課
交通事業者・交通施設管理者等	豊栄交通株式会社、名鉄バス株式会社、愛知県タクシー協会、国土交通省中部地方整備局、愛知県警察豊田警察署、足助警察署 ほか
地方運輸局	愛知運輸支局
その他協議会が必要と認める者	名城大学教授、豊田工業高等専門学校教授、豊田商工会議所、豊田市長会、豊田市PTA連絡協議会、豊田市高齢者クラブ連合会 ほか

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 豊田市西町3丁目60番地
(所 属) 豊田市役所交通政策課
(氏 名) 岡野、赤川
(電 話) 0565-34-6603
(e-mail) koutsu@city.toyota.aichi.jp

(別紙) 中部運輸局二次評価結果 令和5年3月10日付け中運交企第151号通知

自治体・協議会名	豊田市公共交通会議
評価対象事業	地域内フィーダー系統

二次評価結果

<p>評価できる取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域バスの予約時間をルートやバス停の変更や利用1時間前とするなど利便性の向上に努めたことが確認できました。 ・高齢者向け定期券「おでかナバス70」の積極販売により、外出頻度の増加に繋がったこと及び新高校生や転入者向けに公共交通機関関連情報を分かりやすく整理して提供したことについて評価します。 ・各地域の運営協議会において、自らの地域の公共交通機関に係る利用促進や改善策等を積極的に協議していることを評価します。

<p>期待する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域間幹線系統である大沼線の輸送量が補助要件基準の15人に逼迫しつつあることから、現状の把握に努められるとともに、関係する岡崎市と連携して利用促進を図るよう期待します。 乗車証明書でのサービス、新高校生向けや転入者向けの案内などのように、今後も連携が広がることを期待します。
--